

# 「特別の教科である道徳」

## Moral Education, Curriculum Guidelines Partially Revised 2015

松井玲子  
MATSUI, Reiko

小・中学校学習指導要領は平成20年3月に告示され、平成27年3月に一部改正されている。この改正は道徳教育を中心とするものであり、「領域」であった道徳を「特別の教科である道徳」（「道徳科」）として教科化し、道徳教育を改善し充実することに主眼がある。

道徳教育は教育課程において特殊な位置づけにあった。明治5年の学制によって小学校教科として位置づけられた修身科は戦後の教育改革において廃止され、道徳教育は学校教育活動全体を通して行なわれるものと位置づけられた。1958（昭和33）年教育課程の改訂が行われ、学校の教育活動を通じて行う道徳教育を補充・深化・統合するものとして「道徳の時間」が特設された。道徳教育は各教科、外国語活動（小学校）、総合的な学習の時間及び特別活動と密接に係るものであり学校教育全体を通して行なわれる側面と、「道徳の時間」で計画的、発展的な指導が行われる側面とをもっていた。この両側面の関係が不明瞭で、そのため道徳教育が十分行われてこなかった、という見解に基づくのが今回の「改正」である。

### I 改正の経緯

#### 1 内閣政策会議のなかでの提言

道徳教育は、教育の再生を図るための大きな手掛かりとされてきた。その時々の内閣に設置された政策会議のなかで論議され、道徳の教科化ならびに道徳教育改革が提言されてきた。

##### 1) 教育改革国民会議

小渕内閣総理大臣の諮問機関、教育改革国民会議は、江崎玲於奈芝浦工業大学学長を座長として2000（平成12）年3月24日に発足した。同年12月22日、『教育を変える17の提案』<sup>1)</sup>が政権交代によって誕生した森内閣に提出されている。その中で「人間性豊かな日本人を育成する」ための二つ目の提案として「学校は道徳を教えることをためらわない」を掲げている。その中で、小学校に「道徳」、中学校に「人間科」などの教科を設けることを提言している。

##### 2) 教育再生会議

21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築するため、野依良治独立行政法人理化学研究所理事長を座長に教育再生会議が2006（平成18）年10月10日、第一次安部内閣に設置された。2007（平成19）年12月25日に第三次報告『社会総がかりで教育再生を～学校、家庭、地域、企業、団体、メディア、行政が一体となって、全ての子供のために公教育を再生する～』<sup>2)</sup>を出し、七つの柱を示している。その中の二つ目の柱「徳育と体育で、健全な子供を育てる～子供たちに感動を与える教育を～」の第一番目に「徳育を『教科』とし、感動を与える教科書を作る」をあげている。「新たな枠組み」によって徳育を教科

化し、年間を通じて計画的に道徳教育を指導していくことをねらいとするものである。さらに2008（平成20）年1月31日に『社会総がかりで教育再生を（最終報告）～教育再生の実効性の担保のために～』<sup>3)</sup>を出している。「教育内容」のなかで「心身ともに健やかな人間を育てる」ために、まずあげるのが「徳育を『教科』として充実させ、自分を見つめ、他を思いやり、感性豊かな心を育てるとともに人間として必要な規範意識を学校でしっかり身につけさせる。」である。知・徳・体のバランスのとれた教育環境を整備するために、「徳育を『教科』として充実」させることがまず必要であることを重ねて示している。

### 3) 教育再生実行会議

教育改革の推進を最重要課題の一つとする第二次安倍内閣は、早稲田大学総長鎌田薫を座長に、2013（平成25）年1月15日、教育再生実行会議を開催した。同年2月26日、第一次提言『いじめの問題等への対応について』<sup>4)</sup>において、いじめ等の痛ましい事案を繰り返さないために、まず「心と体の調和のとれた人間の育成に社会全体で取り組む。」としている。そのためにあげるのが、「道徳を新たな枠組みによって教科化し、人間性に深く迫る教育を行う。」である。心と体のバラスの取れた人間を育成するために、人間性に深く迫る教育を行うためには、道徳を新たな枠組みによって教科化することが必要であるとする。

## 2 文部科学省の動き

これらの内閣政策会議の動きを踏まえ、文部科学省は道徳教育の改善・充実の方策を検討するため懇談会、審議会を設置し、具体的施策を検討していった。

### 1) 道徳教育の充実に関する懇談会

文部科学省は、2013（平成25）年3月26日に「道徳教育の充実に関する懇談会」を設置した。10回にわたる審議を重ね、同年12月26日に「新しい時代を、人としてより良く生きる力を育てるために」という副題を付した『今後の道徳教育の改善・充実方策について（報告）』<sup>5)</sup>を出している。この報告では、道徳教育の目標、内容、指導方法、評価をはじめ、新たな枠組みによる道徳の教科化、『心のノート』の全面改訂、教員の指導力向上等についても検討を行っている。

### 2) 中央教育審議会

道徳教育の充実に関する懇談会の『今後の道徳教育の改善・充実方策について（報告）』をうけ、下村博文文部科学大臣は2014（平成26）年2月17日中央教育審議会に「道徳に係る教育課程の改善等について」諮問し、同審議会は同年10月21日に答申<sup>6)</sup>を行っている。道徳性は人格の基盤となるものであり、グローバル化や科学技術の発展、社会・経済の変化のなかで一人ひとりが高い倫理観をもち他者と協働しながらよりよい方向を目指す資質・能力の育成がこれまで以上に道徳教育に課せられていることを同答申は説く。しかし、道徳教育は特定の価値を押し付けるものではなく、多様な価値に誠実に向き合い道徳としての問題を考え続ける姿勢ことが道徳教育の育成する基本的な資質であるとする。

道徳教育のねらいを実現するための教育課程の改善方策として以下の6点を打ち出している。

- (1) 道徳の時間を「特別の教科 道徳」（仮称）として位置付ける
- (2) 目標を明確で理解しやすいものに改善する
- (3) 道徳の内容をより発達の段階を踏まえた体系的なものに改善する
- (4) 多様で効果的な道徳教育の指導方法へと改善する
- (5) 「特別の教科 道徳」（仮称）に検定教科書を導入する
- (6) 一人一人のよさを伸ばし、成長を促すための評価を充実する

その他、改善が求められる事項として

- (1) 教員の指導力向上
- (2) 教員免許や大学の教員養成課程の改善
- (3) 幼稚園、高等学校、特別支援学校における道徳教育の充実

などもあげられている。

### 3) 「道徳教育の抜本的改善・充実」

文部科学省は2015（平成27）年3月に、「道徳教育の抜本的改善・充実」<sup>7)</sup>と題した文書を出している。これまで行われてきた「道徳の時間」の課題として次の3点をあげる。

- 「道徳の時間」は、各教科等に比べて軽視されがち
- 読み物の登場人物の心情理解のみに偏った形式的な指導
- 発達の段階などを十分に踏まえず、児童生徒に望ましいと思われる分かりきったことを言わせたり書かせたりする授業

こうした課題に対し、学習指導要領の一部を改正して、「『考え、議論する』道徳科への転換により児童生徒の道徳性を育む」道徳教育へと抜本的改善・充実するとしている。その具体的なポイントとして、

- 道徳科に検定教科書を導入
- 内容について、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに改善  
・「個性の伸長」「相互理解、寛容」「公正、公平、社会正義」「国際理解、国際親善」「よりよく生きる喜び」の内容項目を小学校に追加
- 問題解決的な学習や体験的な学習を取り入れ、指導方法を工夫
- 数値表ではなく、児童生徒の道徳性に係る成長の要する把握

の4点をあげている。

今後の動きとしては、教員の指導力の向上、教員養成、研修について検討を行い、評価については専門家会議を設けるとしている。さらに小学校は平成30年度、中学校は平成31年度から、検定教科書を導入して「道徳科」を実施するとしている。

### 4) 学校教育法施行規則の一部を改正する省令

2015（平成27）年3月27日に「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（文部省令第11号）<sup>8)</sup>を出している。小学校関連、第50条、第51条、中学校関連、第72条、第73条、中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校第関連、107条、特別支援教育関連、第126条、第127条を改正し、これまでの「道徳」を「特別の教科である道徳」に改めている。

## II 学習指導要領一部改正

上述の中央教育審議会の答申を受け、2015（平成27）年3月27日に学習指導要領が一部改訂<sup>9)</sup>された。小学校ならびに特別支援学校小学部は平成30年4月1日より、中学校ならびに特別支援学校中学部は平成31年4月1日より完全実施される。平成27年4月1日から各校施行期日まで移行措置期間である。改正の概略は以下のとおりである<sup>10)</sup>。

### 1 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育と「特別の教科である道徳」（「道徳科」）

「道徳の時間」を要として学校の教育活動全体を通じて道徳教育を行う、というこれまでの基本的な考えは今回の改訂においても引き継がれている。従来、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育と「道徳の時間」について、「第1章 総則」と「第3章 道徳」両方において触れていた。今回の改正で

は、両者の役割と関係性を明確にするため、取り扱う章を分けた。「第1章 総則」で学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育について示し、「第3章 特別の教科道徳」で「道徳の時間」を新たに位置付けた「特別な教科である道徳」（「道徳科」）について示している。

## 2 目標

上述のように、これまで学校の教育活動を通じて行う道徳教育と「道徳の時間」が第1章と第3章の両方で取り扱われており、それぞれの目標が分かりにくく不明瞭であった。今回の改正ではそれぞれの目標を明確で理解しやすいものにした。

学校の教育活動を通じて行う道徳教育の目標は、「自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う」とした。道徳科の目標は、「道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。」とする。道徳科では道徳的資質・能力、すなわち道徳的判断力、心情、実践意欲と態度を育成することを目標とする。

## 3 内容

「道徳教育の抜本的改善・充実」に示されたいじめ問題への対応の充実や、児童生徒の発達段階をいっそう踏まえた体系的なものにする観点から、内容改善を行った。具体的には以下の4点ある。

### 1) 内容項目を構成する4つの視点の順番と文言の付加・変更

これまで、

- 1 主として自己自身に関すること
- 2 主として他の人とのかかわりに関すること
- 3 主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること
- 4 主として集団や社会とのかかわりに関すること

であったが、児童生徒にとっての対象の広がりによって3と4の順を変えるとともに、文言を改めたり加えたりした。

- |                                           |                      |
|-------------------------------------------|----------------------|
| A 主として自己自身に関すること                          |                      |
| B 主として <u>人</u> との関わりに関すること               | 他の人⇒人                |
| C 主として <u>社会</u> との関わりに関すること              | 集団や社会⇒社会             |
| D 主として <u>生命</u> や <u>自然</u> 、崇高なものに関すること | 自然や崇高なもの⇒生命や自然、崇高なもの |

### 2) 各内容項目に短い言葉を付記 (図1太字)

それぞれの内容項目の趣旨を示す短い言葉、「善悪の判断、自律、自由と責任」などを内容項目ごとに付記した。これらの言葉を付記したねらいとして、

- ・小学校から中学校までの指導内容の体系性を高める
- ・構成やねらいを分かりやすく示す
- ・指導の効果を上げる

の3点があげられている。

### 3) 新たな内容項目内容項目の追加と整理

内容項目を新たに加えるとともに、これまでの内容項目を分割したもの、統合したものもある。その結果、図1のような内容項目数となった。矢印の前の数字は改正前、後の数字は改正後の内容項目数である。項目数が増加しているもの、減少しているものがある。項目数に変化があったものは数字に網掛

けをしている。また、内容項目の趣旨は変わらないものの、文言を付加したり、変更したりしたものもある。

小学校では内容項目を追加したり取り扱う学年を早めたりした。中学校では内容項目の統合、分離、文言付加および変更によって、内容を整理した。

#### ① 追加された内容項目 (図1 ㉞)

小学校では、4つの視点すべてにおいて次のような内容項目が追加されている。

##### A 主として自己自身に関すること

**個性の伸長** 小学校1・2年「自分の特徴に気付くこと。」

##### B 主として人との関わりに関すること

**相互理解、寛容** 小学校3・4年「自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、相手のことを理解し、自分と異なる意見も大切にすること」

##### C 主として社会との関わりに関すること

**公正、公平、社会正義** 小学校1・2年「自分の好き嫌いにとらわれなくて接すること」

小学校3・4年「誰に対しても分け隔てをせず、公正、公平な態度で接すること。」

**国際理解、国際親善** 小学校1・2年「他国の人々や文化に親しむこと」

##### D 主として生命や自然、崇高なものに関わりに関すること

**よりよく生きる喜び** 小学校5・6年「よりよく生きようとする人間の強さや気高さを理解し、人間として生きる喜びを感じること」

これらの内容項目の追加によって、取り扱う内容の学年段階・学校段階が早まった。「個性の伸長」は小学校3・4年から小学校1・2年へ、「相互理解、寛容」は小学校5・6年から小学校3・4年へ、「公平、公正、社会正義」は小学校5・6年から小学校1・2年へ、「国際理解、国際親善」は小学校3・4年から小学校1・2年へ、「よりよく生きる喜び」は中学校から小学校5・6年へ早まった。その中で「公平、公正、社会正義」が小学校5・6年から小学校1・2年へと学年段階が二つ早まったことは注目すべき点である。「公平、公正、社会正義」は、今回の改正において小学校1・2年から中学校まで全ての義務教育段階で指導すべき内容となった。このことは、今回の改正において「公平、公正、社会正義」が重要な指導内容に位置付けられていることを示していると考えられる。

#### ② 文言を付加・変更した内容項目 (図1 ㉟)

従来の学年段階・学校段階の内容のなかに、新たに文言を付加したものが見られる。

##### A 主として自己自身に関すること

**節度、節制** 「安全に気をつけ」

これまで小学校1・2年のみであったが、小学校3・4年、5・6年、中学校すべてにおいて、同内容の表現が見られる。

##### B 主として人との関わりに関すること

**感謝** 「家族」

これまでなかったが、すべての学年段階、学校段階で加えられている。

**相互理解、寛容** 「自分の考えや意見を相手に伝えるとともに」

小学校3・4以降の学年段階・学校段階で加えられている。

##### C 主として社会との関わりに関すること

**規則の尊重** 小学校3・4年「(約束や社会の決まりの) 意義を理解し、」



小学校5・6年「(法やきまりの意義を)理解した上で」

中学校「(法やきまり…)そのよりよい在り方について考え」

これまで約束や決まり、法を守ることに付いて述べられていたが、今回の改正では理解しよりよい在り方を考えたうえで、それらを守ることとされている。

#### 伝統と文化の尊重、国や郷土を愛う態度

小学校1・2年「我が国」

小学校5・6年「郷土や国」→「国や郷土」

中学校「国家及び社会の形成者として」

小学校1・2年では「郷土」のみであったが、「我が国」が加えられ、小学校5・6年では、「郷土」と「国」の位置が入れ替わっている。このことから全学年段階・学校段階で国、国家に重点が置かれていることがうかがわれる。

#### D 主として生命や自然、崇高なものに関わりに関すること

**生命の尊さ** 小学校5・6年「多くの生命のつながりの中にある」

**自然愛護** 小学校5・6年「(自然のすばらしさや不思議さを)感動し」→「感じ取り」

この2内容項目での文言の付加から、生命や自然への感受性を高め、生命と自然との関わりを体験的に感じ取らせようとする意図が推測できる。

③ 統合された内容項目 (図1 ㊦)

④ 分割された内容項目 (図1 ㊥)

#### 4) 内容項目の順 (図1 ㊦)

「A 主として自己自身に関すること」「B 主として人との関わりに関すること」で、内容項目の順が変わっている。図1の各内容項目に付記された短い言葉(太字)の前の数字は、改正前の順である。それぞれの領域での特に注目する内容項目、重要とみられる内容項目が変化したものと考えられる。自分自身に関することでは「善悪の判断、自律、自由と責任」が、人との関わりに関することでは「親切、思いやり」が第一にあげられている。こうした内容項目の順の変化から、他者に思いやりをもって接し、善悪の判断をもって自らの行動を律していくことへの注目が読み取れる。その背景には、今回の改訂の契機としていじめ問題等が大きく取り上げられ、それへの対応が急務と考えられていたことがある。

| 小学校内容項目            | 小1・2<br>16⇒19 | 小3・4<br>18⇒20 | 小5・6<br>22⇒22 | 中学校<br>24⇒22 | 中学校内容項目       |
|--------------------|---------------|---------------|---------------|--------------|---------------|
| A 主として自己自身に関すること   | 4 ⇒ 5         | 5 ⇒ 5         | 6 ⇒ 6         | 5 ⇒ 5        |               |
| 3 善悪の判断、自律、自由と責任 ㊦ |               |               |               |              | 自主、自律、自由と責任   |
| 4 正直、誠実            |               |               |               |              |               |
| 1 節度、節制            |               | ①             | ①             | ①            | 節度、節制         |
| 6 個性の伸長            | ㊦ ←           |               |               |              | 向上心、個性の伸長     |
| 2 希望と勇気、努力と強い意志    |               |               |               |              | 希望と勇気、克己と強い意志 |
| 5 真理の探究            |               |               |               |              | 真理の探究、創造      |

|                            |                     |       |       |       |        |                      |
|----------------------------|---------------------|-------|-------|-------|--------|----------------------|
| B 主として人との関わりに関すること         |                     | 4 ⇒ 4 | 4 ⇒ 5 | 5 ⇒ 5 | 6 ⇒ 4  |                      |
| 2                          | 親切、思いやり ㊦           |       |       |       | ㊦      | 思いやり、感謝              |
| 5                          | 感謝                  | ㊦     | ㊦     | ㊦     | ㊦家族    |                      |
| 1                          | 礼儀                  |       |       |       |        | 礼儀                   |
| 3                          | 友情、信頼               |       |       |       | ㊦      | 友情、信頼                |
| 4                          | 相互理解、寛容             |       | ㊦     |       |        | 相互理解、寛容              |
|                            |                     |       | ㊦理解   | ㊦理解   | ㊦考え    |                      |
| C 主として社会との関わりに関すること        |                     | 5 ⇒ 7 | 6 ⇒ 6 | 8 ⇒ 6 | 10 ⇒ 9 |                      |
| 1                          | 規則の尊重               |       | ㊦     | ㊦     | ㊦      | 遵法精神、公徳心             |
| 2                          | 公正、公平、社会正義          | ㊦     | ㊦     |       |        | 公正、公平、社会正義           |
| 3                          | 勤労、公共の精神            |       |       |       |        | 社会参画、公共の精神           |
|                            |                     |       |       |       |        | 勤労                   |
| 4                          | 家庭愛、家庭生活の充実         |       |       |       |        | 家族愛、家族生活の充実          |
| 5                          | よりよい学校生活、集団生活の充実    |       |       |       |        | よりよい学校生活、集団生活の充実     |
| 6                          | 伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度 | ㊦我が国  |       | ㊦国や郷土 |        | 郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度 |
|                            |                     |       |       |       |        | ㊦国家及び社会の形成者として       |
|                            | 国際理解、国際親善           | ㊦     |       |       |        | 国際理解、国際貢献            |
| D 主として生命や自然、崇高なもの関わりに関すること |                     | 3 ⇒ 3 | 3 ⇒ 3 | 3 ⇒ 4 | 3 ⇒ 4  |                      |
| 1                          | 生命の尊さ               |       |       | ㊦     |        | 生命の尊さ                |
| 2                          | 自然愛護                |       |       | ㊦     | ㊦      | 自然愛護                 |
| 3                          | 感動、畏敬の念             |       |       |       | ㊦      | 感動、畏敬の念              |
| 4                          | よりよく生きる喜び           |       |       | ㊦     |        | よりよく生きる喜び            |

図 1 11)

#### 4 指導上の配慮事項

文部科学省は平成27年3月に出された「道徳教育の抜本的改善・充実」において、これまでの「道徳の時間」の課題として、「読み物の登場人物の心情理解のみに偏った形式的な指導」であったことを指摘している。これに対し、問題解決的な学習や体験的な活動を取り入れることによって指導方法の工夫を行うこととした。問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な活動等を適切に取り入れることによって、読み物教材による登場人物の心情理解の指導から、『『考え、議論する』道徳科』への転換を目指す。

#### 5 教材の留意事項

教材に関する留意事項のなかで、児童生徒が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した教材開発や活用を求めている。道徳科の教材に求められる観点として、

- ・児童生徒の発達の段階に即し、ねらいを達成するのにふさわしいもの
- ・人間尊重の精神にかなうもの
- ・生きる喜びや勇気が与えられるもの
- ・特定の見方や考え方に偏った取り扱いをされていないもの

をあげている。これまでも具体的な題材として「先人の伝記、自然、伝統と文化、スポーツ」などをあげていたが、今回の改正では「生命の尊厳、情報化への対応」が付け加えられ、児童生徒の実情や現代的課題に即した教材開発・活用を求めている。

#### 6 評価

道徳科として教科化されたことによって、評価は検討を要する問題として浮かび上がってきた。これまで各教科とは異なる位置づけの「道徳の時間」であったため、児童生徒の道徳性について常に実態を把握し指導に生かすよう努める必要があるとするが、数値などによる評価は行ってこなかった。実態を把握して指導に生かすものとして、従来は「道徳性」としか示していなかったが、今回の改正では児童生徒の「学習状況や道徳性に係る成長の様子」という文言を付加している。ここには道徳科を学習指導として捉え、学習を通して道徳性は成長するという視点が見える。

道徳性発達をどのように捉え、どのように評価するかは大きな課題である。評価の問題に伴って、指導要録の取り扱い、教師用指導資料等の検討が必要になってくる。

### III 学習指導要領一部改正後の動き

#### 1、道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議

「特別の教科である道徳」として教科化されたことによって生じてきた評価の問題に対し、文部科学省は平成27年6月15日に有識者会議「道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議」を設けた。平成28年7月段階で10回の会議が開かれている。

平成28年7月22日に同専門家会議から『『特別の教科 道徳』の指導方法・評価等について(報告)』<sup>12)</sup>が出されている。報告の内容は、

- 1、道徳教育の現状について
- 2、学校教育全体で行う道徳教育と要の時間としての道徳科
- 3、道徳教育の質的転換
- 4、質の高い多様な指導方法
- 5、道徳科における評価の在り方



6、発達障害等のある児童生徒への必要な配慮について

7、多様な指導方法の確立や評価の工夫・改善のために必要な条件の項目に従ってまとめられている。

報告の概要は、道徳科の指導方法として「学校や児童生徒の実態に応じて、問題解決的な学習など質の高い多様な指導法を展開することが必要」としている。評価は、児童生徒が「自らの成長を実感し、意欲の向上につなげていくもの」とし、教師にとっては「目標や計画、指導方法の改善充実に取り組むための資料」と位置付けている。具体的には、

- ・記述式
- ・大きくくりなまとまりを踏まえた評価
- ・励ます個人内評価
- ・多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているか
- ・道徳科の学習活動における児童生徒の具体的な取り組み状況を一定のまとまりの中で見取る

としている。

本報告では、評価について一回一回の授業ではなく年間の授業での児童生徒の感想文をファイルにまとめるなどして長期間での変容をみる方向性を示している。また、道徳性の発達を「一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか」、「道徳的価値の理解を自己自身との関わりの中で深めているか」という観点から捉え、具体的な状況を記述することを示などの工夫が必要であると述べている。

さらに、評価についての発達障害等の在る児童生徒への配慮、入学者選抜の合否判定に活用されることがないようにすること、国や教育委員会の条件整備についても言及している。

同報告には、参考様式として「小学校児童指導要録」「中学校生徒指導要録」「視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱である児童に対する教育を行う特別支援学校 小学部児童指導要録」「視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱である生徒に対する教育を行う特別支援学校 中学部生徒指導要録」が添付されている。

## 2、学習評価及び指導要録の改善

文部科学省初等中等教育局は、平成28年7月29日付で「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」<sup>13)</sup>を教育委員会、都道府県知事、付属学校を置く国立大学法人学長、構造改革特別区域の認定を受けた地方公共団体の長に通知している。

内容としては、

- 1 道徳科の学習評価に関する基本的な考え方について
- 2 多様な指導方法の確立や評価の工夫・改善について
- 3 小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部の指導要録について
- 4 入学者選抜における取扱について
- 5 発達障害等のある児童生徒への必要な配慮について

であり、上述の道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議の『「特別の教科 道徳」の指導方法・評価等について（報告）」をうけ、同報告の内容の周知するものである。

## おわりに

これまで「領域」であった「道徳の時間」を「特別の教科である道徳」（「道徳科」）として教科化し道徳教育を改善し充実する今回の一部改正では、目標の明確化、発達段階にあった内容の改変、指導の工夫などが行われた。「道徳科」として教科化することによって大きな課題も課せられた。教科化にともなう評価の問題、教科書の問題、問題解決学習・体験活動の導入による指導の工夫と道徳教育固有の領域との関係など、教育実践としての道徳教育の在り方が問われている。

ここで、今回の改正が目指した道徳教育の改善・充実がどのような道徳教育実践において展開されるのかについて確認しておきたい。『『考え、議論する』道徳科への転換により児童生徒の道徳性を育む』ものであり、一定の価値を注入する徳目主義に基づくものではない。「考え、議論する」ことによって新たな価値の創造を目指すものである。このことはまた、「道徳科」は児童生徒との「考え、議論する」道徳教育実践の積み重ねによって道徳教育そのものを問い続け、新たな道徳教育を創造し続けるものであると言えるのではないだろうか。こうした児童生徒との「考え、議論する」道徳教育実践を通して、一人ひとりの人間がよりよく生きるために資する道徳教育を作り上げていく方途が個々の教育実践現場から開かれていくことが望まれる。

## 註

- 1) <http://www.kantei.go.jp/jp/kyouiku/houkoku/1222report.html>（最終閲覧日2016年9月27日）
- 2) <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouiku/houkoku/honbun1225.pdf>（最終閲覧日2016年9月27日）
- 3) <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouiku/houkoku/honbun0131.pdf>（最終閲覧日2016年10月18日）
- 4) [http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/pdf/dai1\\_1.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/pdf/dai1_1.pdf)（最終閲覧日2016年9月27日）
- 5) [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/096/houkoku/\\_icsFiles/afieldfile/2013/12/27/1343013\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/096/houkoku/_icsFiles/afieldfile/2013/12/27/1343013_01.pdf)（最終閲覧日2016年9月27日）
- 6) [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2014/10/21/1352890\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2014/10/21/1352890_1.pdf)（最終閲覧日2016年9月27日）
- 7) [http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2015/03/27/1282846\\_9.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2015/03/27/1282846_9.pdf)（最終閲覧日 2015年9月25日）
- 8) [http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2015/03/27/1356313\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2015/03/27/1356313_1.pdf)（最終閲覧日2016年9月27日）
- 9) 小学校学習指導要領  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/youryou/\\_icsFiles/afieldfile/2015/03/26/1356250\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/_icsFiles/afieldfile/2015/03/26/1356250_1.pdf)（最終閲覧日2016年9月27日）  
中学校学習指導要領  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/youryou/\\_icsFiles/afieldfile/2015/03/26/1356251\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/_icsFiles/afieldfile/2015/03/26/1356251_1.pdf)（最終閲覧日2016年9月27日）  
特別支援学校小学部・中学部学習指導要領  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/youryou/\\_icsFiles/afieldfile/2015/03/27/1356252\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/_icsFiles/afieldfile/2015/03/27/1356252_1.pdf)（最終閲覧日2016年9月27日）
- 10) 各教育委員会、付属学校を置く各国立大学法人学長、構造改革特別区域法の認定を受けた地方公共団体の長に送った、26文科初第1339号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定、小学校学習指導要領の一部を改正する告示、中学校学習指導要領の一部を改正する告示及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の一部を改正する告示の公示並びに移行措置等について（通達）」による。

- 11) 文部科学省作成の「第3章 特別の教科道徳」の「第2」に示す「内容の学年段階・学校段階の一覧」を筆者が改変したものである。
- 12) [http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2016/08/15/1375482\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/08/15/1375482_2.pdf) (最終閲覧日 2016年9月27日)
- 13) [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/1376204.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1376204.htm) (最終閲覧日2016年9月27日)

#### 《参考文献》

- ・佐貫浩著 『道徳性の教育をどう進めるか 道徳の「教科化」批判』 新日本出版社 2015年
- ・諸富祥彦著 『「問題解決学習」と心理的「体験学習」による新しい道徳授業 エンカウンター、モラルスキル、問題解決学習など「理論のある面白い道徳授業」の提案』 図書文化 2015年
- ・北野武著 『新しい道徳 「いいことをすると気持ちがいい」のはなぜか』 株式会社幻冬舎 2015年
- ・押谷由夫(編著) 『道徳の時代をつくる! 道徳教科化への始動』 教育出版 2014年
- ・押谷由夫(編著) 『道徳の時代がきた! 道徳教科化への提言』 教育出版 2013年
- ・貝塚茂樹著 『道徳教育の取扱説明書 一教科化の必要性を考える』 学術出版 2012年
- ・柳沢良太著 『「生きる力」を育む道徳授業 テューイ教育思想の継承と発展』 慶応義塾大学出版会 2012年
- ・永田繁雄・島恒生著 『道徳教育推進教師の役割と実際 心を育てる学校教育の活性化のために』 教育出版 2012年
- ・松下良平著 『道徳教育はホントに道徳的か? 「生きづらさ」の背景を探る』 日本図書センター 2011年
- ・中山あおい 石川聡子ら著 『シティズンシップへの教育』 新曜社 2010年
- ・R.M.ヘア著 『道徳的に考えること レベル・方法・要点』 勁草書房 2003年